



2015年4月30日

各位

東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二
(コード番号: 9424)
問合せ先 代表取締役副社長 福田 尚久
電話 03-5776-1700

定款一部変更に関するお知らせ

日本通信株式会社(以下、「当社」という)は、本日開催した定時取締役会において、定款一部変更について2015年6月24日に開催予定の第19回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長の変更

株主総会ならびに取締役会の招集権者および議長を取締役会長とするために、現行定款第14条および第24条を変更するものです。

(2) 責任限定契約の対象範囲の変更

2015年5月1日に施行予定の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、会社が、業務執行に携わらない取締役、および監査役との間で責任限定契約を締結することができるようになったことを受け、現行定款第31条および第42条を変更するものです。

なお、定款第31条の変更については、各監査役の同意を得ております。

(3) 補欠監査役に関する規定の整備

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を整備するため、現行定款第34条を変更するものです。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更後
第1条～第13条 (記載省略)	第1条～第13条 (現行通り)
(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。	(招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会決議により、取締役会長が招集する。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。 2. 株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条～第23条 (記載省略)	第15条～第23条 (現行通り)
(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の招集権者および議長) 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。取締役会長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第25条～第30条 (記載省略)	第25条～第30条 (現行通り)
(社外取締役の責任限定) 第31条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(非業務執行取締役の責任限定) 第31条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第32条～第33条 (記載省略)	第32条～第33条 (現行通り)
(選任) 第34条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (新設)	(選任) 第34条 (同左) 2. (同左) 3. 補欠監査役を選任する場合は、前2項の規定を準用する。なお、補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において別段の定めがなされる場合を除き、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
第35条～第41条 (記載省略)	第35条～第41条 (現行通り)
(社外監査役の責任限定) 第42条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	(監査役の責任限定) 第42条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第43条～第50条 (記載省略)	第43条～第50条 (現行通り)

2. 定款変更の日程

株主総会開催予定日	2015年6月24日
定款変更の効力発生日	2015年6月24日

以上

■日本通信について

日本通信は 1996 年 5 月 24 日、モバイルが実現する次世代インターネットの可能性と産業構造に目を向け設立されました。当社ビジネスモデルはのちにMVNOと命名され、2009 年 3 月、総務省の携帯市場のオープン政策のもとNTTドコモとの相互接続を実現しました。特許技術のネットワークセキュリティ、ネットワークを効率的に運用する先端技術やリアルタイムの認証技術、さらにはMVNOルールメーカーとしての強い技術ビジョンと高い遂行力によって、ユニークな通信サービスをつくりだしています。東京、コロラド州、ジョージア州に拠点を置き、東京証券取引所に上場（証券コード：9424）しています。